県産水産物等販売促進事業費補助金交付要綱

　（趣旨）

第１　県は，県産水産物等の販売を促進することで，県産水産物等の需要を喚起し，生産者等の経営安定を図ることを目的として，食料品店における県産水産物等の販売促進に要する経費について，予算の範囲内において県産水産物等販売促進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし，その交付等に関しては，補助金等交付規則（昭和５１年宮城県規則第３６号。以下「規則」という。）に定めるもののほか，この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２　この要綱において，「食料品店」とは，次に掲げるものをいう。

（１）　総務省日本標準産業分類（平成２６年４月１日施行）における「大分類I　卸売業，小売業」のうち，「中分類５８　飲食料品小売業」に分類される小売業であって，複数品目の県産水産物等の取扱いが有る店舗

（２）　第１号に掲げるもののほか，県産水産物等販売促進事業の実施主体として知事が適当と認める団体

２　この要綱において，「県産水産物等」とは，次に掲げるものをいう。

（１）　県内産地魚市場に水揚げ又は県内で養殖された魚介藻類

（２）　県内に本社又は支社，営業所を有する水産加工業者が生産した水産加工品

（交付対象等）

第３　補助事業（補助金の交付の対象となる事業をいう。以下同じ。）の対象となる補助事業者，補助対象事業の内容，経費項目，補助対象経費，補助率等は，別表のとおりとする。

（事業の実施期間）

第４　この事業の実施期間は，原則として交付決定日から当該年度の２月末日までとする。

　（交付の申請）

第５　規則第３条第１項の規定による補助金交付申請書の様式は，別記様式第１号によるものとし，その提出期限は別に定める。

２　前項の補助金の交付の申請を行うに当たっては，当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち，消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし，申請時において当該消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては，この限りでない。

３　規則第３条第２項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は，次のとおりとする。

（１）補助事業計画書（別記様式第１号－別紙１）

（２）事業費積算明細書（別記様式第１号－別紙２）

（３）事業スケジュール（別記様式第１号－別紙３）

（４）暴力団排除に関する誓約書（別記様式第１号－別紙４）

（５）登記事項証明書謄本（履歴事項証明書）

（６）納税証明書（税目：全ての県税）

（７）企業概要及びポイント制度が分かる書類（パンフレット等）

（８）その他知事が必要と認める書類

４　次に該当する食料品店は，交付申請をすることができない。

（１）暴力団排除条例（平成２２年宮城県条例第６７号）に規定する暴力団又は暴力団員等

（２）県税に未納がある者

（３）国内の法令に反する業務を行っている者，公序良俗に反する業務を行っている者,並びに反社会勢力，又はこれに類似する企業・団体

５　知事は，前項第１号に定める暴力団又は暴力団員等に関する事項について，県警察本部長宛て照会することができる。

　（交付の条件）

第６　規則第５条の規定により付する条件は，次のとおりとする。

（１）補助事業を行う者（以下「補助事業者」という。）は，補助事業の内容の変更又は補助事業に要する経費を変更する場合においては，あらかじめ別記様式第２号により知事の承認を受けること。ただし，次のイ及びロに掲げる軽微な変更にあっては，この限りではない。

　　　イ　経費の変更

補助事業に要する経費の３０パーセント以内の変更である場合。ただし，交付決定を受けた補助金の額の増額を伴う場合は除く。

　　　ロ　事業内容の変更

　　　　　事業目的に変更をもたらさない事業計画の細部の変更であって，交付決定を受

けた補助金の額の増額を伴わない場合

（２）補助事業者は，補助事業を中止又は廃止する場合においては，あらかじめ別記様式第３号により知事の承認を受けること｡

（３）補助事業者は，補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては，速やかに知事に報告してその指示を受けること。

（４）同一の経費について，他の補助事業と併用して本補助事業の交付決定を受けることはできない。

　（実績報告）

第７　規則第１２条第１項の規定による補助事業実績報告書の様式は，別記様式第４号によるものとする。

２　補助事業者は，前項の実績報告を行うに当たって，第５条第２項ただし書きの規定により交付額を算出した場合において，当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかな場合には，これを補助金額から減額して報告しなければならない。

３　規則第１２条第１項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は，次のとおりとする。

（１）補助事業実績書（別記様式第４号－別紙１）

（２）事業費支出明細書（別記様式第４号－別紙２）

（３）事業実施に際して行った契約，支出等を証する帳票書類（契約書，納品書，請求書，領収書，通帳等の写し）

　（４）その他知事が必要と認める書類

　（補助金の交付方法）

第８　補助金は，規則第１３条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし，知事は，補助事業の遂行上必要があると認めるときは，規則第１５条ただし書の規定により概算払により交付することができるものとし，その請求書の様式は，別記様式第５号によるものとする。

　（消費税及び地方消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第９　補助事業者は，補助事業終了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が確定した場合には，別記様式第６号により速やかに知事に報告しなければならない。

２　知事は，前項の報告があった場合には，当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

　（帳簿及び関係書類の整備）

第10　補助事業者は，事業を計画的に実施するために，帳簿により支出管理を行い，また，事業費の支出が明確になるよう証拠書類を備えて経理しなければならない。

　（書類の提出部数）

第11　この要綱により知事に提出する書類の提出部数は各１部とする。

　（その他）

第12　この要綱に定めるもののほか，補助金の交付等に関し必要な事項については，別に定める。

附　則

１　この要綱は，令和３年１２月２８日から施行し，令和３年度予算に係る補助金に適用する。

２　この要綱は，次年度以降の各年度において，当該補助金に係る予算が成立した場合に，当該補助金にも適用するものとする。

別表（第３関係）

１　対象となる補助事業者

　　要綱第２（１）の店舗を，県内に２店舗以上展開する法人であって，顧客（消費者）に対するポイント制度を有するもの。

２　補助対象事業等

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助対象事業 | 補助対象事業の内容 | 経費項目 | 補助対象経費 | 補助率等 |
| （１）  　県産水産物等の販売に対するポイント上乗せキャンペーン※１ | キャンペーン対象商品に対する付与ポイントの上乗せ | 庁　費 | キャンペーン対象商品に対する上乗せポイント付与分の金額 | １　補助率  　定額（実費相当額）  ２　補助限度額  　　１補助事業者当たりキャンペーン実施店舗数×５００千円※２ |
| （２）  　（１）に係る  ＰＲ | キャンペーン実施に関する広告宣伝等 | 庁　費 | ポスター・パンフレット・チラシ等作成費，広告掲載料，映像制作費（制作委託含む），PRイベント開催費，備品レンタル使用料，PR資材等送料・運搬費，消耗品費， | １　補助率  　定額（実費相当額）  ２　補助限度額  　　１補助事業者当たりキャンペーン実施店舗数×１００千円 |
| その他 | 事業実施に必要と認められる経費 |

　※１　キャンペーンの実施に当たっては，景品表示法等の関係法令に違反しないこと

　※２　申請者のポイント制度での円換算による限度額。

　　（例１）１ポイント１円のポイント制度の場合→５０万ポイントの上乗せが限度

　　（例２）１ポイント２円のポイント制度の場合→２５万ポイントの上乗せが限度